

毎週火、水、木、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四〇年四月二日改正（三種郵便物認可）

# 鳥取県公報

## 告 示

昭和三十七年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第六百三十六号

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第二項の規定により、次のとおり土地立入の許可をし  
たので、同条第四項の規定により告示する。

- ◇ 告示 土地の公用廃止
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出
- ◇ 教委告示 昭和三十八年度県立幼稚園園児募集要項
- ◇ 公告 職業訓練指導員試験の実施

### 三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市のうち巣城、八屋、下余戸、下田中、駄經寺、  
米田、上余戸、栗尾、大原、円谷、富海

東伯郡三朝町のうち大字山田、大瀬、横手、本泉、今  
泉、森、鎌田、湯谷、牧、赤松、福田、下谷、大柿、

恩地、笏賀、助谷、久原、曹源寺、空鵠、加谷、木地  
山、下西谷、福山、福本、下畑、田代、大谷

鳥取市吉成字西ノ欠二二八番内三  
場 所 地 目 面 積  
二一〇坪

昭和三十七年十二月四日

次の土地は、昭和三十七年十二月四日から公用を廃止  
した。

四 立ち入ろうとする期間

## 鳥取県告示第六百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八

条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日置谷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 山根 知二 気高郡青谷町大字大坪

昭和三十七年八月十五日辞任

米子市和田土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 大西 節夫 米子市和田町

・ 橋 繁寿

昭和三十六年一月九日第一回通常総会において総選挙が行なわれたため

就任した役員の氏名及び住所

理事 大西 節夫 米子市和田町九〇三番地

・ 楠 繁寿

八三五番地  
三六七三番地  
三五二七番地

大田 幸雄

未吉 義光

大田 幸雄  
安達 直幸  
安達 深  
安達 一敏  
未吉 義光  
安達 忠清  
松本 尊敏

監事 平井 公

角 矢倉 節  
角 栄角 矢倉 節  
角 栄の結果当選し同日就任 任期三年  
日吉津村海川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 賢顕 西伯郡日吉津村大字日吉津

理事 坂本 賢顕 西伯郡日吉津村

川原 幸一

大字日吉津七〇〇  
七一五

高石 正一

大字日吉津六四〇

橋田 正勝

六三五

七一二

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 賢顕 西伯郡日吉津村

川原 幸一

米子市二本木

大字今吉

渡 正喜

淀江町佐陀

安田 繁芳

大字吉津

大字吉津







学科試験 昭和三十八年二月十日(日)

実技試験 昭和三十八年二月十一日(月)から十七日

(日)までの間ににおいて別に指定する日

五 試験の場所 倉吉市

六 集合時間及び携帶品

八時三十分

七 携帶品 筆記具、昼食

八 受験の申請

1 次の書類を鳥取市東町一丁目二二〇番地、鳥取県

商工労働部職業安定課に提出すること。

イ 職業訓練指導員試験受験申請書

ロ 履歴書

ハ 戸籍謄本又は抄本

ニ 写真(名刺判とし、申請前六月以内に撮影したもの)

正面、脱帽で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載

ホ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については前記ニに掲げる者に

該当することを証する書面

2 書類の提出期間

昭和三十七年十二月二十日(木)から昭和三十八年

一月十四日(月)まで

3 受験手数料

受験手数料は、次のとおりとし、鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。

職免 種 許	区	分	受 験 手 数 料
木 工	学 科	試 試 驗 驗	七五〇〇円

4 受験票の交付

書類を受理したときは、受験票を交付する。

5 合格者の発表

昭和三十八年三月三十日(土)までに合格証書を本人に交付することをもつてかかる。

6 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙等は、商工労働部職業安定課において交付する。

2 受験手続等について不明の点は、商工労働部職業安定課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認印

発行日 火、

金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

印 刷 所

鳥取県鳥取市栗谷町

印 刷 所

主 印 一部月額二五〇円(運送料共)